

## 小売物価統計調査（動向編） 家賃調査へのご協力をお願い

小売物価統計調査（動向編）では、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を実施しています。平成31年1月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 貴団体の会員様への調査実施の周知をお願いいたします。

(参考)

### 小売物価統計調査（動向編）とは

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数（CPI）やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

調査は、全国167市町村において、毎月、調査日\*を定めて実施され、約27,000の店舗・事業所及び約28,000の民営借家世帯を対象に実施しています。

\* 調査日：毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日

### 家賃調査とは

家賃調査は、調査の対象となった地域（家賃調査地区）にお住まいの全ての民営借家世帯\*<sup>1</sup>に対して、3か月に1度\*<sup>2</sup>、月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。

\*<sup>1</sup> 民営借家世帯であるか把握するため、家賃調査地区内に所在する全世帯に対して、住宅の所有関係を定期的に確認させていただきます。

\*<sup>2</sup> 地域ごとに3つのグループに分け、「1、4、7、10月」、「2、5、8、11月」又は「3、6、9、12月」のいずれかに調査しています。

### 家賃調査地区の変更について

家賃調査地区は、原則5年ごと\*に、統計的な方法に基づき、全国の167市町村から1,233地区を選定します。平成31年は、家賃調査地区の変更の年にあたり、1月から新たな家賃調査地区での調査を開始します。このため、平成30年9月頃から準備活動を行います。

\* 民営借家世帯数や属性分布の母集団の変化に対応するため、直近の国勢調査の調査区別結果等を用いて、5年ごとに調査地区の設定替えを実施しています。

(調査員のスケジュール)

- ・平成30年9月～ 新たな家賃調査地区の範囲の確認等の準備事務
- ・ 10月～12月 新たな家賃調査地区において事前調査実施
- ・平成31年1月～ 新たな家賃調査地区における調査開始

小売物価統計調査（動向編）担当：  
総務省統計局統計調査部消費統計課  
物価統計室企画指導第一係  
連絡先：03-5273-1166

